

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：多可町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.1%
全職員	61.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	99.2%
本庁課長補佐相当職	98.0%
本庁係長相当職	96.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	78.9%
31～35年	99.1%
26～30年	93.6%
21～25年	95.8%
16～20年	101.0%
11～15年	91.4%
6～10年	82.0%
1～5年	89.7%

【説明欄】

○扶養手当及び住居手当は、世帯主や住居契約者である男性職員が受給している場合が多く、男女間の給与の差異に表れています。
○「全職員」の男女間給与の差異は、パートタイム会計年度任用職員に女性職員が多いことが要因です。
○勤続年数別の1～5年の男女間給与の差異は、当町での勤続年数は短いですが、派遣元（兵庫県等）での勤続年数が長い職員（男性3人、女性1人）を含んでいることが要因です。
○勤続年数別の6～10年の男女間給与の差異は、女性職員が育児休業等を取得することにより、当該職員の期末・勤勉手当の期間率が低いことが要因です。
○勤続年数別の36年以上の男女間給与の差異は、男性職員に医師職が含まれていることが要因です。
○役職段階別の本庁部局長・次長相当職区分は、該当する職員がいないため「—」と記載します。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出する。